

「諸外国における戦後の憲法改正【第4版】」は、新版が、
[「諸外国における戦後の憲法改正【第5版】](#)（調査と情報—ISSUE BRIEF— 932）
として、2017年1月10日に刊行されています。

国立国会図書館

諸外国における戦後の憲法改正【第4版】

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 824(2014. 4. 24.)

はじめに

- I アメリカ
- II カナダ
- III フランス
- IV ドイツ
- V イタリア
- VI オーストラリア
- VII 中国
- VIII 韓国

- 1945年の第二次世界大戦終結から2014年3月に至るまで、アメリカは6回、カナダは1867年憲法が17回、1982年憲法が2回、フランスは27回（新憲法制定を含む。）、ドイツは59回、イタリアは15回、オーストラリアは5回、中国は9回（新憲法制定を含む。）、韓国は9回（新憲法制定を含む。）の憲法改正をそれぞれ行った。
- 本稿は、これら8か国の憲法について、戦後の改正の概要を紹介するとともに、改正年月日、改正条項を一覧表形式でまとめたものである。

国立国会図書館
調査及び立法考査局憲法課
やまおか のりお もとお りゅういち
(山岡 規雄・元尾 竜一)

第824号

はじめに

本稿では、G7 諸国（英国は単一の憲法典を有しないため除く。）とアジア・オセアニアの主要国として、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オーストラリア、中国、韓国の 8 か国を取り上げ、これらの国における、第二次世界大戦後（1945 年から 2014 年 3 月まで）の憲法改正（新憲法の制定を含む。）を紹介する。この間、アメリカは 6 回、カナダは 1867 年憲法法が 17 回、1982 年憲法法が 2 回、フランスは 27 回、ドイツは 59 回、イタリアは 15 回、オーストラリアは 5 回、中国は 9 回、韓国は 9 回の憲法改正を行っている。

なお、以下において各国の憲法改正の内容は表の形式でまとめてあるが、表中の制定年月日に下線を引いたものは、各国の現行憲法であることを示す。また、改正日付が同一であっても、各々別個の憲法改正による場合は、欄を改めて記してある。

I アメリカ

1788 年 6 月 21 日に成立した¹アメリカ合衆国憲法は、1945 年以降、6 回修正されている²。いずれも、連邦議会の両院の 3 分の 2 の賛成による修正の発議と全州の 4 分の 3 の州議会の承認という憲法第 5 条の規定に則した修正である³。これら 6 回の修正のうち、4 回の修正が統治機構に関するものであり、残る 2 回の修正は選挙権に関するものである。すなわち、統治機構及びそれに関わる人権に関する修正に限られていることが、戦後のアメリカ憲法の修正の特徴の一つとして挙げられるであろう。

また、1945 年以降の修正回数は 6 回であるが、修正案の提出そのものは合衆国憲法制定から現在に至るまで 11,500 件以上ある⁴。しかし、それらの多くは連邦議会における委員会段階で廃案とされ、連邦議会の発議要件を満たすものは非常に少ない。

さらに、連邦議会によって発議されたものの、州議会による承認がなされていない修正案が過去に 6 件ある。すなわち、①「議会修正条項（1789 年発議）」、②「貴族称号修正条項（1810 年発議）」、③「コーウィン修正条項⁵（1861 年発議）」、④「児童労働修正条項（1924 年発議）」、⑤「男女平等修正条項（1972 年発議）」、⑥「コロンビア特別区投票権修正条項（1978 年発議）」であり、これらのうちの⑤及び⑥は、修正が成立するために設定された期限内に全州の 4 分の 3 の州議会の承認という条件を満た

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2014 年 4 月 4 日である。

¹ アメリカ合衆国憲法は、1787 年 9 月 17 日に憲法制定会議において憲法案が確定された後、1788 年 6 月 21 日に 9 番目の邦がこれに承認を与えたことにより成立した。

² アメリカ合衆国憲法の改正は、制定時の本文の変更によってではなく、末尾に改正規定を順次追加する方式によって行われており、一般的に「修正」と称されているため、本稿においても修正と記す。

³ アメリカ合衆国憲法の修正手続に関して、修正の発議には「連邦議会の両院の 3 分の 2 の賛成による修正の発議」と「3 分の 2 の州議会が要求し、連邦議会が招集する憲法会議による提案」という 2 種類の方法がある。また、州の承認方法にも、全州の 4 分の 3 の州議会によるものと全州の 4 分の 3 の州の憲法会議によるものという 2 種類がある。しかし、「3 分の 2 の州議会が要求し、連邦議会が招集する憲法会議による提案」はこれまでに一度も行われたことはない。また、「全州の 4 分の 3 の州の憲法会議の承認」という方法が採用された事例は、1933 年の第 21 修正のみである。

⁴ John R. Vile, “Constitutional revision in the United States of America,” Xenophon Contiades, ed., *Engineering Constitutional Change: A Comparative Perspective on Europe, Canada and the USA*, London; New York: Routledge, 2013, p.396.

⁵ コーウィン修正条項とは、「合衆国憲法の修正によって、各州の奴隷制度に干渉する」ことを禁じた修正条項の案を指す。

すことができずに廃案となったものである。

表1 アメリカにおける戦後の憲法修正

制定年月日	改正年月日	内 容
1788.6.21		アメリカ合衆国憲法
	1951.2.27	第22修正—大統領の3選禁止
	1961.3.29	第23修正—コロンビア特別区市民への大統領選投票権付与
	1964.1.23	第24修正—連邦選挙における人頭税要件の撤廃
	1967.2.10	第25修正—大統領職の継承及び代行
	1971.7.1	第26修正—選挙権年齢の満18歳への引下げ
	1992.5.7	第27修正—連邦議会議員の任期途中の歳費引上げの禁止

(出典) Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

II カナダ

カナダ憲法とは、単一の憲法典ではなく、1982年カナダ法、1982年憲法別表第3欄に掲げられた法令及びこれらの改正によって構成されている。これらのカナダ憲法を構成する法令のうち、本稿では1867年憲法法と1982年憲法法の明文改正⁶に限定して取り扱う。

1867年憲法法は、1982年までは1867年英領北アメリカ法という題名であった。同法は、植民地であるカナダの代表者と英国がカナダの憲法として起草したものであるが、あくまでも英国議会によって制定された法律であったため、改正権はカナダではなく英国議会にあった。1949年12月16日の英領北アメリカ法によって、改正権は一部を除きカナダに移管され、1982年までに行われた改正のうち、1952年6月18日、1965年6月2日、1974年12月20日、1975年3月13日、1975年6月19日の5件は、カナダによる改正であった。その後、1982年に英国議会が1982年カナダ法を制定し(3月29日裁可)、憲法制定権及び完全な改正権がカナダに移管された。同法の別表Bには1982年憲法法が掲げられ、これによって1867年英領北アメリカ法は1867年憲法法に題名が変更された。

1867年憲法法は、1982年憲法法制定後においても4回改正されている。戦後に行われた17回の改正のうち、9回の改正が議員の議席に関する改正であり、5回の改正が

⁶ 1867年憲法法及び1982年憲法法は、他の憲法を構成する要素が変更されること等により、明文改正が行われなくとも実質的に内容が変更される場合があるが、本稿では、カナダ法務省が編集した「1867年憲法法から1982年憲法法までの統合版」(2013年1月1日現在) <http://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/CONST_E.pdf>において明文改正されたことが明記されているもののみを取り上げる。なお、憲法改正の手続については、1982年憲法法第5章で規定される。具体的には、①一般的憲法改正手続(改正要件:a 連邦上院及び同下院の承認、b 3分の2以上の州議会の承認、かつ、c 承認した州の人口が全州の50%以上)のほかに、②全員一致手続(改正要件:a 連邦上院、b 同下院、かつ、c 全ての州議会の承認)、③特定の州に関する手続(改正要件:a 連邦上院、b 同下院、かつ、c 特定の州の州議会の承認)、④連邦議会のみの手続(改正要件:連邦上院及び同下院の可決)、⑤州議会のみの手続(改正要件:特定の州の州議会の可決)などの複数の改正手続が存在している。憲法改正の内容により、いずれの手続によるかが決定される。詳細は、齋藤憲司『各国憲法集(4) カナダ憲法』(調査資料2011-1-d 基本情報シリーズ⑩) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012, pp.16-19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487777_po_201101d.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照されたい。

連邦国家においてよく見られる連邦と州との関係に関する改正であるという点が、1867年憲法法の改正の特徴として挙げられる。

また、1982年憲法法はこれまで2回改正されている。1984年7月11日の改正で先住民の権利が拡充され、1993年4月7日の改正でニュー・ブランズウィック州内での英語共同体とフランス語共同体の同等の地位と権利が確認された。いずれも多文化主義問題に関する人権規定に係る改正であるという点が1982年憲法法の改正の特徴である。

表2 カナダにおける戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内 容
<u>1867.3.29</u>		1867年憲法法（旧称1867年英領北アメリカ法）
	1946.7.26	51条－下院議員定数の変更
	1949.3.23	22条－ニューファンドランドの連邦加盟
	1949.12.16	91条－英国への要請なしで憲法改正可能な事項を追加
	1950.5.23	118条（削除）－州に対する交付金の廃止
	1951.5.31	94A条（追加）－老齢年金に関する立法権限の州から連邦への移管
	1952.6.18	51条－下院議員定数の変更
	1960.12.20	99条－上級裁判所裁判官の定年制の導入
	1964.7.31	94A条－年金に関する連邦議会の権限の拡大
	1965.6.2	29条－上院議員の定年制の導入
	1974.12.20	51条－下院における州代表議員数の調整
	1975.3.13	51条－下院における準州代表議員数の調整
	1975.6.19	21条・22条・28条－上院議員定数の変更、準州選出議員の追加、定数の上限の変更
	1982.3.29	1条－名称の変更、20条・91条・92条（削除）－1982年憲法法の規定が代替、92A条・別表6（追加）－再生不可能な天然資源、森林資源及び電力に関する州の立法権限
	1986.3.4	51条－下院における州代表議員数の調整
	1997.12.22	93A条－教育に関する立法権限規定をケベックについて適用除外
	1998.6.11	21条・28条・51条－上院議員定数及び定数の上限の変更、下院における準州代表議員数の調整
	2011.12.16	51条－下院における州代表議員数の調整
<u>1982.3.29</u>		1982年憲法法
	1984.7.11	25条・35条・35.1条（追加）・第4.1章＝37.1条（追加）・54.1条（追加）・61条（追加）－先住民の権利
	1993.4.7	16.1条（追加）－ニュー・ブランズウィック州内の英語共同体とフランス語共同体の同等の地位・権利

（出典）Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

Ⅲ フランス

戦後のフランスにおいては、「第四共和国憲法」と「第五共和国憲法」が制定された。これらのうち、第五共和国憲法が現行のフランス憲法であるが、その前文においては、1789年のフランス人権宣言により定められ、第四共和国憲法の前文により確認され補

完された人権と国民主権の原理への愛着及び 2004 年の環境憲章において定められた権利と義務への愛着が宣言されている⁷。

第四共和国憲法は、1946 年 10 月 27 日に制定され、1954 年 12 月 7 日と 1958 年 6 月 3 日の 2 回の改正を経験している。しかし、1958 年の改正は、憲法の全面改正に当たって、改正規定である第 90 条の適用を排除して特別の手續によることとするとともに、新憲法に盛り込む諸原理を定めたものであり、同年秋には、これに基づき政府が新憲法草案を作り国民投票に付した結果、第五共和国憲法が制定された。したがって、実質的な内容に関する第四共和国憲法の改正は 1954 年の改正のみであると言えよう。この 1954 年の改正では、戒厳令規定の追加のほか、議会と内閣に関する幾つかの条文が改正されている。

一方、1958 年 10 月 4 日に制定された現行の第五共和国憲法は、現在までに 24 回改正されている⁸。第五共和国憲法に人権規定はほとんど存在しないため、24 回の改正の大部分が必然的に統治機構に関する憲法改正となっている。特に、直近 2008 年 7 月 23 日の改正は、50 以上の条項が改正された第五共和国憲法史における最大の改正であり、国会の行政監視機能の明示、国会の決議の導入、国会の委員会の機能強化、会派の権利の明示などに関する改正によって、第五共和国の統治機構の在り方が、それまでの大統領中心主義のものから国会の役割を重視するものへと大きく変更された。

こうした統治機構に関する憲法改正に加えて、植民地や海外の領土に係る条文の改正、さらには、マーストリヒト条約、アムステルダム条約、リスボン条約の計 3 回の欧州連合に関する条約批准のための改正や国際刑事裁判所創設に伴う改正に代表される、欧州連合や他の国際機関に対して主権を一部移譲するための改正が多いことも、フランス第五共和国憲法改正の特徴である。

表 3 フランスにおける戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内 容
1946.10.27		第四共和国憲法
	1954.12.7	7 条—戒厳令の規定の追加、9 条—国会の会期の延長、11 条—議院の理事部の選挙方法の変更、12 条—臨時会の会期規定の追加、14 条・20 条—共和国参事院の法案審査権の拡大、22 条—国会議員の起訴・逮捕の制限緩和、45 条・49 条・50 条—内閣の信任・不信任手續の変更、52 条—解散の場合の内閣の職務継続の保障の追加
	1958.6.3	憲法の全面改正に当たっての手續及び新憲法に盛り込む原理 (90 条 (憲法改正手續) の適用排除)

(次ページへ続く)

⁷ これらの人権規定の憲法規範性は憲法院の判例により承認され、第五共和国憲法に人権規定がわずかしこ置かれていないことを補完している。

⁸ フランス第五共和国憲法の改正手續を定める第 89 条によれば、憲法改正案の提出権は、首相の提案を受けた大統領及び国会議員に競合して属しており、提出された改正案は、両議院によって同一の文言で可決された後に、国民投票で承認されて確定される。ただし、政府提出の改正案に関して、大統領が両院合同会議に付託し、有効投票の 5 分の 3 の特別多数で可決された場合、国民投票に付されることなく改正が確定される。なお、1960 年 6 月 4 日の改正は、旧第 85 条 (現在は廃止) に基づき、共和国議会の両議院及びフランス共同体の元老院が同一の文言で可決した法律によって行われた。また、1962 年 11 月 6 日の改正は、大統領が法律案を国民投票に付することができる旨を定める第 11 条を根拠として行われた。

制定年月日	改正年月日	内 容
1958.10.4		第五共和国憲法
1960.6.4		85 条・86 条－フランス共同体加盟国の独立
1962.11.6		6 条・7 条－大統領の直接選挙制
1963.12.30		28 条－国会の会期の変更
1974.10.9		61 条－憲法院への提訴権者の拡大
1976.6.18		7 条－大統領選挙期間中の事故への対応
1992.6.25		2 条－公用語の憲法規定化、54 条－憲法院への提訴権者の拡大、74 条－海外領土の地位及び特別組織の規定のための手続に関する法律への授権、14 章＝88 条の 1～88 条の 4（追加）－マーストリヒト条約批准のための改正
1993.7.27		65 条・10 章＝68 条の 1～68 条の 2（追加）・93 条（追加）－閣僚の職務上の罪に対する裁判手続の簡素化、司法権の独立強化
1993.11.25		53 条の 1（追加）－経済難民の規制
1995.8.4		11 条－国民投票の対象事項の拡大、12 条・28 条・48 条・49 条・51 条－国会の会期の通年化、26 条－議員の不逮捕特権の制限、1 条（削除）・2 条（1 項）を 1 条に・5 条・68 条の 3（追加）・70 条・76 条（削除）・88 条・13 章＝77～87 条（削除）・17 章＝90～93 条（削除）－フランス共同体及び経過規定の廃止
1996.2.22		34 条・39 条・47 条の 1（追加）－社会保障財政法律の新設
1998.7.20		13 章＝76～77 条（追加）－ニュー・カレドニアの地位規定
1999.1.25		88 条の 2・88 条の 4－アムステルダム条約批准のための改正
1999.7.8		53 条の 2（追加）－国際刑事裁判所の裁判権の承認
1999.7.8		3 条・4 条－男女平等の促進
2000.10.2		6 条－大統領の任期短縮
2003.3.25		88 条の 2－欧州逮捕状に関する規則の法律への授権
2003.3.28		1 条・34 条・37 条の 1（追加）・39 条・72 条・72 条の 1（追加）・72 条の 2（追加）・72 条の 3（追加）・72 条の 4（追加）・73 条・74 条・74 条の 1（追加）－地方分権改革、7 条－大統領選の第 2 回投票の期日規定の変更、13 条－海外公共団体等における国家代表の任命、60 条－憲法院が監視する国民投票の種別の明確化
2005.3.1		60 条・88 条の 1・88 条の 5（追加）－EU 憲法条約のための改正 *EU 憲法条約の発効に伴い、第 15 章が全面改正されることになっていたが、同条約は国民投票で批准が拒否された。
2005.3.1		前文・34 条－2004 年の環境憲章に伴う改正
2007.2.23		77 条－ニュー・カレドニアの有権者の定義規定
2007.2.23		67 条・68 条－大統領の免責及び罷免手続
2007.2.23		66 条の 1（追加）－死刑の廃止
2008.2.4		88 条の 1・第 15 章－リスボン条約批准のための改正
2008.7.23		1 条・3 条－男女の平等な社会参画の対象となる職種の拡大、4 条－多元主義及び政党・政治団体の公平な参加の保障、6 条－大統領の連続 3 選禁止、11 条－法案に関する国民投票制度の拡充、13 条－大統領による任命への国会委員会の関与、16 条－非常事態に関する憲法院の審査、17 条－集団的恩赦の禁止、18 条－大統領の声明制度の創設、24 条－国会の行政監視機能の明確化、国会議員の定数上限の設定、下院での在外フランス人代表の保障、25 条－国会議員の補充議員の範囲拡大、下院選挙区画定等の独立委員会の創設（続く）

(次ページへ続く)

制定年月日	改正年月日	内 容
1958.10.4 (続き)	2008.7.23 (続き)	(続き) 34 条－法律事項の追加、34 条の 1 (追加)－国会決議の導入、35 条－外国への軍事介入に関する国会の関与、38 条－オランダの承認方法の厳格化、39 条－法律案の提出・審議要件の厳格化、41 条－議長による議員提出法律案の不受理制度の創設、42 条－法律案の国会審議の充実、43 条－常任委員会の強化、44 条－法律案の修正権の抑制、45 条－法案修正案の提出先の明確化、両院合同委員会の開催要件緩和、議長の合同委員会開催要求権、46 条－組織法律の国会審議の充実、47 条・47 条の 1－会計検査院の規定の削除(移動)、47 条の 2 (追加)－会計検査院の機能強化、48 条－議事日程規定の変更、49 条－政府の責任をかける法律案の制限、50 条の 1 (追加)－政府の声明制度の創設、51 条の 1 (追加)－会派の権利等の明示、51 条の 2 (追加)－国会調査委員会の創設、56 条－憲法院裁判官の任命に関する国会の関与強化、61 条・61 条の 1 (追加)・62 条－憲法院の合憲性審査機能の強化、65 条－司法官職高等評議会の民主化、69 条・70 条・71 条－経済・社会評議会の経済・社会・環境評議会への改組、11 章の 2＝71 条の 1 (追加)－権利擁護官の設置、72 条の 3－海外地方公共団体の追加等、73 条－海外県及び海外州での調整措置に関する手続変更、74 条の 1－法律の性格を有する規定の海外地方公共団体等の特別組織への適合、75 条の 1 (追加)－地域語規定の創設、87 条(追加)－フランス語圏規定の創設、88 条の 4－国会欧州問題委員会の創設等、88 条の 5－EU・EC への他国の加盟条約批准手続の特例、88 条の 6－EU 司法裁判所への提訴要件、89 条－憲法改正案の国会審議の充実

(出典) Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

IV ドイツ

現在のドイツにおいては、「ドイツ連邦共和国基本法」が憲法の役割を果たしている。1949 年、東西分裂時代の西ドイツにおいてドイツ連邦共和国基本法が制定された際、「憲法(Verfassung)」ではなく、あくまでも暫定的な「基本法(Grundgesetz)」であることが意識されていたのである。もっとも、こうした暫定性にもかかわらず、基本法は西ドイツにおける事実上の憲法として適用されてきた⁹。

西ドイツ時代だけでも基本法は 35 回改正されている。単一の条文のみの改正から複数の条文にわたる改正まで多様であるが、特に、1956 年 3 月 19 日に行われた再軍備のための改正、1968 年 6 月 24 日に行われた緊急事態条項の追加のための改正は、当時の西ドイツにおける政治の大きな転換点となっており、西ドイツ時代の代表的な基本法改正の例として挙げられる。

また、1990 年のドイツ再統一は、基本法第 146 条の規定「ドイツ国民の自由な決断による憲法の制定」に基づく再統一ではなく、基本法第 23 条の規定に基づく「旧東ドイツの 5 つの州の西ドイツ(連邦共和国)への加入」という手段で実現された。したがって、前述の第 146 条を含む幾つかの条文が再統一のために改正されたものの、旧

⁹ 一方、東ドイツ(ドイツ民主共和国)においては、1949 年と 1968 年に「ドイツ民主共和国憲法」(どち

西ドイツの基本法がそのまま統一ドイツの基本法として効力を有することとなった。1990年の統一から現在に至るまで、基本法は24回改正されている。大規模な基本法改正として、1990年9月23日の東西ドイツ再統一による改正のほかに、1994年10月27日の改正、2006年8月28日の改正及び2009年7月29日の改正が挙げられる。

なお、西ドイツ時代の改正も含めた59回という改正回数は、本稿で取り上げた8か国の中で最多であり、平均すると約1年に1回の割合で基本法を改正していることになる¹⁰。こうした改正の多さの原因としては、わが国では法律レベルで規定されている内容も基本法で規定している点や連邦と州との権限を頻繁に見直していることなどが挙げられる。

表4 ドイツにおける戦後の基本法改正

制定年月日	改正年月日	内 容
<u>1949.5.23</u>		ドイツ連邦共和国基本法
	1951.8.30	143条（削除）－内乱罪
	1952.8.14	120a条（追加）－占領費等支出の連邦及び州の負担調整
	1953.4.20	107条－競合的立法に服する租税の配分決定期限の変更
	1954.3.26	73条・79条・142a条（追加）－連邦の専属的立法事項への防衛義務等の追加、防衛関連条約等の締結・発効
	1954.12.25	107条－競合的立法に服する租税の配分決定期限の変更
	1955.12.23	106条・107条－連邦と州の間の租税収入配分の変更、州間財政調整規定の追加
	1956.3.19	1条・12条・17a条（追加）・36条・45a条（追加）・45b条（追加）・49条・59a条（追加）・60条・65a条（追加）・87a条（追加）・87b条（追加）、96条・96a条（追加）・137条・143条（追加）－再軍備のための改正
	1956.12.24	106条－対物税収入を市町村の帰属へと変更
	1957.10.22	135a条（追加）－一定の公的債務の履行の限定
	1959.12.23	74条・87c条（追加）－競合的立法事項への核エネルギーの追加等
	1961.2.6	87d条（追加）－航空交通行政
	1961.3.6	96条・96a条－連邦懲戒裁判所、連邦服務裁判所、軍刑事裁判所に関する規定の整理
	1965.6.16	74条－競合的立法事項への戦傷者及び戦争遺族の援護等、戦死者等の墓地の追加
	1965.7.30	120条－連邦及び州による占領費等支出の分担規定の変更
	1967.6.8	109条－全経済的均衡に関する規定の追加
	1968.6.18	92条・95条・96条（削除）・96a条（96条に）・99条・100条－連邦の最高裁判所の合同部の設置等
	1968.6.24	9条・10条・11条・12条・12a条（追加）・19条・20条・35条・4a章＝53a条（追加）・59a条（削除）・65a条・73条・80a条（追加）・87a条・91条・10a章＝115a～115l条（追加）・142a条（削除）・143条（削除）－緊急事態条項の追加等
	1968.11.15	76条・77条－政府提出法案に対する連邦参議院の態度表明のための期間等の変更

（次ページへ続く）

らも同名）が制定された。どちらも改正を経験しているが、本稿では省略した。

¹⁰ 基本法の改正に関して、第79条は「連邦議会議員の3分の2以上の同意」かつ「連邦参議院の表決数の3分の2以上の同意」という要件を定めている。なお、国民投票は必要とされていない。

制定年月日	改正年月日	内 容
1949.5.23 (続き)	1969.1.29	93 条・94 条－連邦憲法裁判所の管轄事項及び憲法異議の手續に関する規定の追加
	1969.5.12	109 条・110 条・112 条・113 条・114 条・115 条－予算改革等のための改正
	1969.5.12	8a 章＝91a～91b 条 (追加)・104a 条 (追加)・105 条・106 条・107 条・108 条・115c 条・115k 条－財政改革のための改正
	1969.5.12	74 条・75 条－競合的立法権及び連邦の大綱的規定発布権の対象事項の変更、96 条－懲戒裁判に関する規定の変更
	1969.7.17	76 条－連邦参議院提出法案の送付期限の追加
	1969.7.28	120 条－連邦及び州による占領費等支出の分担規定の変更
	1969.8.19	29 条－連邦領域の新編成に際しての住民投票規定の変更
	1969.8.26	96 条－州裁判所による連邦裁判権の行使の追加
	1970.7.31	38 条－選挙権年齢・被選挙権年齢の引下げ、91a 条－連邦と州の共同任務事項の変更
	1971.3.18	74a 条 (追加)・75 条・98 条－競合的立法権及び連邦の大綱的規定発布権の対象事項の変更
	1971.3.18	74 条－競合的立法事項への動物保護の追加
	1972.4.12	74 条－競合的立法事項への廃棄物除去及び環境保護の追加
	1972.7.28	35 条－公共の安全・秩序を維持・回復するための連邦国境警備隊による州警察の支援、73 条－連邦の専属的立法事項への暴力行使等により対外的利益を脅かす企図からの保護のための連邦と州の協力の追加等、74 条－競合的立法事項への武器法の追加、87 条－連邦法により組織できる機関への暴力行使等により対外的利益を脅かす企図からの保護のための必要資料を収集するための中央官庁の追加
	1975.7.15	45c 条 (追加)－連邦議会への請願委員会の設置
	1976.8.23	29 条－連邦領域の新編成の手續の変更、39 条－連邦議会選挙の時期の変更、45 条 (削除)－連邦議会の常任委員会、45a 条－外務・国防委員会の活動時期の変更、49 条 (削除)－2 つの議会期の間の委員の権利
	1976.8.23	74 条－競合的立法事項への爆発物法の追加
	1983.12.21	21 条－政党の資産公開義務の追加
	1990.9.23	前文・23 条 (削除)・51 条・135a 条・143 条 (追加)・146 条－東西ドイツ再統一のための改正 (統一条約 4 条による改正)
	1992.7.14	87d 条－航空交通行政の組織形態についての連邦法への委任
	1992.12.21	23 条 (追加)・24 条・28 条・45 条 (追加)・50 条・52 条・88 条・115e 条－マーストリヒト条約批准のための改正
	1993.6.28	16 条・16a 条 (追加)・18 条－庇護権規定の充実
	1993.12.20	73 条・74 条・80 条・87 条・87e 条 (追加)・106a 条 (追加)・143a 条 (追加)－連邦鉄道の民営化
	1994.8.30	73 条・80 条・87 条・87f 条 (追加)・143b 条 (追加)－郵便事業等の民営化
	1994.10.27	3 条－男女同権の促進規定の追加、20a 条 (追加)－環境保護、28 条－地方自治体の財政上の自己責任の追加、29 条－連邦領域の新編成の手續の変更、72 条－競合的立法権への国家賠償追加、74 条－競合的立法事項の変更、75 条－連邦の大綱的規定発布権の対象事項の変更等、76 条・77 条－連邦参議院による態度表明期間の延長等立法手續の変更、80 条－連邦参議院の法規命令発令提案権の追加等 (続く)

(次ページへ続く)

制定年月日	改正年月日	内 容
<u>1949.5.23</u> (続き)	1994.10.27 (続き)	(続き)87条-2つの州の領域にまたがる社会保険の運営に関する規定の追加、93条-連邦憲法裁判所の管轄事項の追加、118a条(追加)-ベルリンとブランデンブルクの再編手続、125a条(追加)-従前の連邦法の効力
	1995.11.3	106条-連邦と州への租税収入の配分方法の変更
	1997.10.20	28条-地方自治体の財政上の自己責任規定の変更、106条-市町村による売上税収入の取得の追加等
	1998.3.26	13条-盗聴捜査拡大のための改正
	1998.7.16	39条-連邦議会議員の任期満了選挙の時期の変更
	2000.11.29	16条-EU構成国・国際法廷へのドイツ人の引渡し規定の追加
	2000.12.19	12a条-女性兵士の武器使用任務の任意化
	2001.11.26	108条-租税の管理に関する中級官庁設置の任意化
	2002.7.26	20a条-動物の保護
	2002.7.26	96条-州裁判所が連邦裁判権を行使できる事項の変更
	2006.8.28	22条-連邦の首都の憲法上の明文化、23条-州に委譲する対EU交渉権限を学校教育・文化・放送に限定、33条-公務に関する法の原則の変更、52条-連邦参議院におけるEUに関する事務の決定方法の変更、72条-競合的立法権の範囲の変更、73条・87c条-連邦の専属的立法事項の追加、74条・74a条(削除)-競合的立法事項の変更、75条(削除)・98条-連邦の大綱的規定発布権の廃止、84条-州の固有事務としての連邦法執行に関する州独自規律に関する変更、85条-州が連邦から委託された事務の市町村等に対する委任の禁止、91a条-共同任務の対象の変更等、91b条-教育・研究に関する共同任務に関する規定の変更、93条-連邦法の必要性に関する連邦憲法裁判所の権限の追加、104a条-州の支出負担に関する原則の変更、104b条(追加)-州に対する連邦の財政援助、105条-州の土地取得税に関する税率規定権限の追加、107条-州間の財政調整における不動産取得税の取扱いの変更、109条-EUにより課される財政秩序の維持義務のための負担の追加、125a条・125b条(追加)・125c条(追加)・143c条(追加)-経過規定
	2008.10.8	23条-EUの立法行為に対する提訴権の追加、45条-連邦議会がEU条約上有する権利の委員会への委任に関する規定の追加、93条-連邦議会議員による連邦憲法裁判所への提訴の要件緩和 *リスボン条約が発効した2009年12月1日から施行。
	2009.3.19	106条・106b条(追加)・107条・108条-自動車税の連邦への移管
	2009.7.17	45d条(追加)-連邦の秘密・情報機関の統制のための委員会の連邦議会への設置
	2009.7.29	87d条-航空交通行政のEU法で認められた外国組織による執行に関する規定の追加
	2009.7.29	91c条(追加)-情報技術システムに関する連邦と州の協働、91d条(追加)-連邦及び州による行政遂行能力の比較研究の実施、104b条-緊急事態における連邦の州に対する財政援助規定の追加、109条-財政均衡の原則に関する規定の変更、109a条(追加)-財政に関する安定化評議会の設置、115条-連邦の信用調達の基準の変更、143d条(追加)-経過規定

(次ページへ続く)

制定年月日	改正年月日	内 容
1949.5.23 (続き)	2010.7.21	91e 条 (追加) — 求職者に対する基本的な保障に関する連邦と州の協働
	2012.7.11	93 条—連邦議会選挙のための政党資格の否認に対する異議に関する連邦憲法裁判所の管轄権の追加

(出典) Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

V イタリア

イタリアでは、1946年6月2日に政体決定の国民投票が行われ、王制から共和制への転換が選択された。また、同日に行われた選挙で選出された制憲議会による審議・採択を経て1947年12月27日に新憲法が制定された。これがイタリアの現行憲法である「イタリア共和国憲法」である。

イタリア共和国憲法は、各党派を比例的に代表する制憲議会の委員が共同作業によって草案を作成したという制定経緯がある。こうした制定経緯は、憲法的妥協として批判されることがあるものの、一方で、戦後のイタリアにおける憲法の安定性に寄与してきたという側面も否定できない。もっとも、憲法の安定性は、イタリアにおいて憲法改正が行われてこなかったことを意味するのではない。イタリア共和国憲法は、現在に至るまでの間に、15回の改正を経験している¹¹。これらの改正の特徴は2点挙げられる。第1に、統治制度に関する憲法改正が多いという点である。第2に、2001年10月18日に行われた地方分権改革のための比較的広範な改正を除けば、基本的に小規模な改正であることが多いという点である。

ただし、小規模な改正が多いイタリアにおいても、1970年代半ば以降、統治制度を中心とした抜本的な憲法の見直しの議論が繰り返されてきた。1983年、1993年及び1997年には、憲法改正を含む統治機構の改革を議論する両院合同委員会が設置されたが、いずれの委員会も憲法改正には直接つながらなかった。

表5 イタリアにおける戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内 容
1947.12.27		イタリア共和国憲法
	1963.2.9	56条・57条・60条—両院の議員定数及び上院の任期の変更

(次ページへ続く)

¹¹ イタリア共和国憲法の改正に関して、第138条は、「3か月以上の間隔を置いた連続する2回の審議における各議院の可決」を憲法改正の要件としている(なお、2回目の表決は、各議院の議員の絶対多数という特別多数が要求される)。ただし、国会によるこの手続の後に、1議院の議員の5分の1、50万人の有権者又は5つの州議会の要求がある場合は、憲法改正は国民投票に付され、有効投票の過半数が承認しない限り改正は成立しない。国会の各議院の2回目の表決で、議員の3分の2の特別多数で憲法改正が可決された場合は、国民投票は行われない。なお、第138条は、「憲法改正法律及びその他の憲法的法律」の制定手続を定めるものである。憲法的法律には、憲法改正法律そのものとはいえないものの憲法典の規定に間接的な影響を及ぼすものが含まれるとされ、このような憲法的法律の例として、旧王家の子孫が選挙権を有しないこと等を定める経過規定第13条第1項及び第2項の失効を定めた2002年10月23日憲法的法律第1号等が挙げられている(Tania Groppi, “Constitutional revision in Italy,” Contiades, ed., *op.cit.*(4), pp.212, 215 参照)。

制定年月日	改正年月日	内 容
1947.12.27 (続き)	1963.12.27	57 条・131 条－モリーゼ州の新設
	1967.11.22	135 条・経過規定 7 条－憲法裁判所裁判官の任期の短縮
	1989.1.16	96 条・134 条・135 条－大臣の弾劾裁判制度の廃止、大臣による犯罪の裁判の管轄の変更
	1991.11.4	88 条－大統領が解散権を行使できる期間の条件の緩和
	1992.3.6	79 条－大赦及び減刑の法律事項への変更
	1993.10.29	68 条－議員の不訴追特権の廃止・不逮捕特権の縮減等
	1999.11.22	121 条・122 条・123 条・126 条－州知事の原則公選制などの地方自治改革
	1999.11.23	111 条－公正な裁判の原則に関する規定の挿入
	2000.1.17	48 条－在外投票制度の導入
	2001.1.23	56 条・57 条－在外選挙区の議員定数
	2001.10.18	114 条・115 条 (削除)・116 条・117 条・118 条・119 条・120 条・123 条・124 条 (削除)・125 条・127 条・128 条 (削除)・129 条 (削除)・130 条 (削除)・132 条－地方分権改革のための改正
	2003.5.30	51 条－男女平等の促進
	2007.10.2	27 条－死刑禁止の例外規定の削除
2012.4.20	81 条・97 条・117 条・119 条－均衡予算原則の導入	

(出典) Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

VI オーストラリア

1900 年 7 月 9 日に制定されたオーストラリア連邦憲法は、1945 年以降に 5 回改正されている。第 1 に、1946 年 12 月 19 日の改正で連邦議会の立法権限に社会福祉事業が追加された。次いで 1967 年 8 月 10 日の改正では、先住民に対する差別的な規定が改められた。すなわち、連邦議会が特別法を制定することができる対象に先住民が追加されるとともに人口算定に当たって先住民を除外する規定が削除された。最後の 3 件の改正は、いずれも 1977 年 7 月 29 日に行われたものであり、①上院の欠員補充方法の変更、②裁判官の退職規定の追加、③特別地域の有権者への憲法改正投票権の付与を内容とする。

オーストラリアは、本稿で取り上げた 8 か国の中で、戦後の憲法改正の回数、改正された条文数ともに最も少ない。オーストラリア連邦憲法の改正には国民投票での賛成が必要であるが¹²、1945 年以降に国民投票に付された憲法改正案 25 件のうち可決されたものは 5 件で、8 割が否決されている。このように憲法改正国民投票における否決例の多さ¹³は、オーストラリアの憲法改正の特徴として指摘することができる

¹² オーストラリア連邦憲法の改正手続については、第 128 条に詳細に定められているが、憲法改正案が議会の各議院においてそれぞれの総議員の過半数で可決された後、各州及び特別地域で行われる国民投票において可決されることを主な要件としている。国民投票においては、国全体において投票総数の過半数の賛成を得ることと同時に、過半数の州（具体的には、6 州中の 4 州。特別地域は含まれない。）において投票総数の過半数の賛成を得ることが必要とされる（「二重の過半数」）。また、同条においては、両議院で不一致が生じた場合に、先議の議院の総議員の過半数による 2 度目の可決で国民投票に付する方法なども定められている。

¹³ 憲法改正国民投票で否決される理由として「二重の過半数」要件がしばしば取り上げられると言われるが、1945 年以降の憲法改正国民投票で否決された 20 件のうち、「国全体における投票総数の過半数の賛

う。

表 6 オーストラリアにおける戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内 容
1900.7.9		オーストラリア連邦憲法
	1946.12.19	51 条—連邦議会の立法権限への各種社会福祉事業の追加
	1967.8.10	51 条・127 条（削除）—先住民に対する差別的規定の廃止
	1977.7.29	15 条—上院の欠員補充
	1977.7.29	72 条—裁判官の退職に関する規定の追加
	1977.7.29	128 条—特別地域の有権者への憲法改正投票権の付与

（出典）Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

VII 中国

1949 年の中華人民共和国成立以降、中国では 4 つの憲法が制定されている¹⁴。中華人民共和国の成立直後は、中国人民政治協商会議の共同綱領が実質的に憲法の役割を果たしていた。その後、1954 年 9 月 20 日に中華人民共和国初の憲法典である 1954 年憲法が制定された。しかし、1954 年憲法は改正されることなく、1975 年 1 月 19 日に毛沢東思想の主導の下で 1975 年憲法が制定された。いわゆる「文化大革命」（1966 年～1976 年）の理論と実践を憲法の形式で肯定したものとされ、1954 年憲法と比較した場合の特色として、国家主席の廃止、公民の基本的な権利及び自由の縮小等が挙げられる。

この 1975 年憲法も改正を経験することなく、1978 年 3 月 5 日に 1978 年憲法が新たに制定された。同憲法では、農業、工業、国防及び科学技術の「4 つの現代化」が目標とされ、また、1975 年憲法では中国共産党指導下の最高国家権力機関とされていた全国人民代表大会（全人代）が、その権限を回復した。1978 年憲法は、2 回改正されている。1979 年 7 月 1 日の改正は、中華人民共和国憲法の初めての一部改正であり、主に地方制度改革を目的とするものであった。また、翌年の 1980 年 9 月 10 日には、言論の自由の一部を制限するための憲法改正が行われた。

その後、1982 年 12 月 4 日に現行憲法である 1982 年憲法が制定された。1978 年憲法には残っていた文化大革命的な色彩をほぼ消去したこと、憲法の最高法規性を初めて具体的に規定したこと等が、特徴として挙げられる。また、国家主席が復活した。1982 年憲法は、1988 年 4 月 12 日、1993 年 3 月 29 日、1999 年 3 月 15 日、2004 年 3 月 14 日の計 4 回改正されている¹⁵。これらの改正の特徴としては、いずれも「市場経済」・「人

成」という要件を満たしたにもかかわらず「過半数の州における投票総数の過半数の賛成」という要件を満たさなかったものは 4 件にとどまり、国全体における過半数獲得の困難さが指摘されている。詳細については、山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情 3』（調査資料 2003-2）国立国会図書館調査及び立法考査局、2003、pp.126-127。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999538_po_20030206.pdf?contentNo=6&alternativeNo=> を参照されたい。

¹⁴ いずれも「中華人民共和国憲法」という名称であるが、本稿では「1954 年憲法」「1975 年憲法」など制定年の年号に基づいて表記する。

¹⁵ 1982 年憲法は、憲法改正に関して、第 62 条第 1 号で全人代が憲法改正の職権を行使するとした上で、第 64 条で「全人代常務委員会又は全人代代表の 5 分の 1 以上による提議」かつ「全人代の全代表の 3 分

権の尊重・保障」・「法治国家」といった西欧先進国の憲法の内容に倣った改正であるという点が指摘できる。

表 7 中国における戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内 容
1954.9.20		1954 年憲法
1975.1.19		1975 年憲法
1978.3.5		1978 年憲法
	1979.7.1	34 条・35 条・36 条・37 条・38 条・42 条・43 条－地方機関の改革等
	1980.9.10	45 条－言論の自由の一部制限
<u>1982.12.4</u>		1982 年憲法
	1988.4.12	10 条－土地所有権の譲渡性、11 条－私営経済の認知
	1993.3.29	前文－社会主義初級段階論等の追加、7 条・16 条・42 条－国家による所有と経営の分離、8 条－人民公社の廃止、15 条－社会主義市場経済の原則化、17 条－集団経済組織の運用・管理の機能化、98 条－県等の人民代表大会の任期の延長
	1999.3.15	前文－国家建設理論への鄧小平理論の追加、5 条－社会主義法治国家の建設、6 条－多種の所有制経済の認知、8 条－農村の集団経済組織の経営の柔軟化、11 条－非公有制経済の積極的認知、28 条－反革命罪の国家安全危害罪への改称
	2004.3.14	前文－国家建設理論への「3 つの代表」論の追加等、10 条－土地の徴収・補償、11 条－非公有制経済の発展の奨励等、13 条－私有財産の保護、徴用及び徴収・補償、14 条－社会保障制度規定の追加、33 条－人権の尊重・保障規定の追加、59 条－特別行政区による全国人民代表大会の代表選出、67 条・80 条・89 条－緊急事態条項の導入、81 条－国家主席による国事活動に関する規定の追加、98 条－地方の人民代表大会の任期の延長、136 条－国歌に関する規定の追加

(出典) Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。

VIII 韓国

日本の植民地支配からの解放、南北分断を経て、韓国で第二次世界大戦後初の憲法「第一共和国憲法」¹⁶が公布されたのは 1948 年 7 月 17 日のことである。第一共和国憲法は、1952 年 7 月 7 日の第 1 次改正、1954 年 11 月 29 日の第 2 次改正を経て、1960 年 6 月 15 日の第 3 次改正によって、大幅に改められた。

第 3 次改正は第一共和国憲法の一部改正の方式によっているが、韓国憲政史上初めて議院内閣制を導入するなど、政府の形態を大きく変更するものであり、第 3 次改正後の憲法は「第二共和国憲法」と呼ばれる。大統領制から議院内閣制への変更のほか、

の 2 以上の賛成」という要件を課している。

¹⁶ 大韓民国の過去及び現在の憲法の正式名称は「大韓民国憲法」であるが、通称に従い、本稿では「第一共和国憲法」などと表記する。

基本的人権の保障の強化、憲法裁判所の設置等も行われた。

第二共和国憲法は、1960年11月29日の第4次改正を経て、1962年12月26日の第5次改正によって全面的に改正された。この第5次改正は、クーデターによって成立した軍事政府による憲法改正であり、第二共和国憲法の定める改正手続によることなく、国民投票によって承認された。大統領制及び1院制への変更、憲法裁判所の廃止などを主な内容とし、第5次改正後の憲法は「第三共和国憲法」と呼ばれる。

第三共和国憲法は、1969年10月21日の第6次改正を経て、1972年12月27日の第7次改正によって「第四共和国憲法」へと全面的に改正された。この改正は、憲法の効力が一部停止された非常戒厳下において、憲法所定の手続を経ることなく行われたものであり、人権条項への法律の留保の付加、統一主体国民会議の設置及び同会議による大統領の選出、大統領の権限強化などを主な内容とする。

第四共和国憲法は、大統領の暗殺とその後の軍事クーデター、非常戒厳等を背景に1980年10月27日の第8次改正で全面改正され、「第五共和国憲法」が成立した。この改正は、過去2回の改正と同様に憲法所定の手続を経ずに行われたものであり、統一主体国民会議の廃止、選挙人団による大統領の間接選挙、基本的人権の不可侵の強調等がその主な特徴である。

第五共和国憲法は、民主化運動の結果、1987年10月29日の第9次改正によって正規の手続により全面改正され、現行憲法である「第六共和国憲法」が制定された¹⁷。この改正により、基本的人権が拡充され、大統領の直接選挙制、国会の国政監察権及び憲法裁判所が各々復活した。また、第9次改正は韓国の憲政史において初めて与野党の妥協と国民的協議によって行われた憲法改正であり、内容だけでなく改正過程も特筆すべき点として挙げられるであろう¹⁸。

表8 韓国における戦後の憲法改正

制定年月日	改正年月日	内 容
1948.7.17		第一共和国憲法
	1952.7.7	大統領・副大統領の直接選挙、2院制の採用、国务院（内閣）に対する不信任制度の導入等 *改正条文が多数にわたるため、改正内容については概要のみを記す。以下、1954年11月29日及び1960年6月15日の改正も同様。

（次ページへ続く）

¹⁷ 第六共和国憲法は、形式的には第五共和国憲法の改正であるが、従来の権威主義的な政府形態が民主化され、政権の交代可能性が開かれたこと、大法院（我が国の最高裁判所に相当）や憲法裁判所が第六共和国に言及していること等から、実質的には新憲法の制定と見るべきであると説かれている（金哲洙『韓国憲法の50年—分断の現実と統一への展望—』敬文堂、1998、pp.37, 77（注（22））参照。）

¹⁸ 第六共和国憲法は、憲法改正手続に関して、①第128条第1項で「国会議員の在籍議員の過半数又は大統領の発議による提案」、②第129条で「提案された憲法改正案の大統領による20日間以上の公告」、③第130条第1項で「国会の在籍議員の3分の2以上の特別多数による議決（公告日から60日以内）」、かつ④同条第2項で「国民投票における有権者の過半数の投票と投票者過半数の賛成（国会での議決から30日以内）」という要件を定めている。なお、大統領が憲法改正を提案する場合は、国务会議の審議を経なければならないとされている（第89条第3号）。

制定年月日	改正年月日	内 容
1948.7.17 (続き)	1954.11.29	初代大統領に対する 3 選制限の撤廃、主権制限・領土変更に関する国民投票制の導入、憲法改正の国民発案制の導入、国務総理制の廃止、自由市場体制への転換等
	1960.6.15	第二共和国憲法 大統領制から議院内閣制への変更、憲法裁判所の設置、基本的人権保障の強化等
	1960.11.29	附則－旧政権時代の不正行為者の処罰・反民主的行為者の公民権停止等のための特別法の制定等
1962.12.26		第三共和国憲法
	1969.10.21	36 条－国会議員定数の変更、39 条－国会議員の兼職禁止の緩和、61 条－大統領弾劾訴追の要件加重、69 条－大統領の連続 3 選許容
1972.12.27		第四共和国憲法
1980.10.27		第五共和国憲法
<u>1987.10.29</u>		第六共和国憲法

(出典) Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds., *Constitutions of the Countries of the World*, Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications 等を基に筆者作成。